

平成30年11月 3 日

平成30年 第12回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第46号 福岡市長選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第47号 福岡市長選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第48号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第49号 選挙人名簿に登録する者について

議案第50号 福岡市長選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

議案第51号 福岡市長選挙における投票立会人の選任について

議案第52号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第46号

福岡市長選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙における南区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

平成30年11月3日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) ※略文

(投票管理者)

第37条

2 投票管理者は、当該選挙権を有する者の中から選挙管理委員会の選任した者を充てる。

【参考】公職選挙法施行令(昭和25年4月20日政令第89号)

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第24条 選挙管理委員会は、投票管理者の職務代理者を、当該選挙権を有する者の中から、選任しておかなければならない。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第25条 選挙管理委員会は、投票管理者、職務代理者を選任した場合、直ちにその者の住所、氏名を告示しなければならない。

議案第47号

福岡市長選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙における南区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

平成30年11月3日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第61条第2項及び同法施行令第67条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第68条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(開票管理者)

第61条

2 開票管理者は、当該選挙権を有する者の中から選挙管理委員会の選任した者を充てる。

【参考】公職選挙法施行令(昭和25年4月20日政令第89号)

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第67条 選挙管理委員会は、開票管理者の職務代理者を、当該選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第68条 選挙管理委員会は、開票管理者、職務代理者を選任した場合は、直ちにその者の住所、氏名を告示しなければならない。

議案第48号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

平成30年11月3日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

- 1 死亡により抹消する者の数
162人
- 2 市外へ転出したことにより抹消する者の数
741人
- 3 抹消する者の氏名等
抹消者名簿のとおり
- 4 抹消年月日
平成30年11月3日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

議案第49号

選挙人名簿に登録する者について

平成30年11月3日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

平成30年11月3日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

- 1 登録する者の数
1, 654人
- 2 登録する者の氏名等
選挙人名簿登録者一覧表のとおり
- 3 登録年月日
平成30年11月3日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第22条第3項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録)

第22条

- 3 選挙管理委員会は、選挙を行う場合は、選挙管理委員会が定めるところにより、選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

議案第50号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙における南区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

平成30年11月 3 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) ※読替後略文

(投票立会人)

第38条 選挙管理委員会は、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人の投票立会人を選任し、本人に通知しなければならない。

議案第51号

福岡市長選挙における投票立会人の選任について

平成30年11月18日執行予定の福岡市長選挙における南区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

平成30年11月 3 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の公職選挙法第38条第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) ※読替後略文

(投票立会人)

第38条 選挙管理委員会は、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人の投票立会人を選任し、本人に通知しなければならない。

議案第52号

在外選挙人名簿に登録する者について

平成30年11月3日現在において在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

平成30年11月3日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

- 1 登録する者の数
1人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
平成30年11月3日

南区
選挙人名簿登録者数調

投票区	平成30年10月19日 登録者数			抹消									移替						年月日までの 改正登録			平成30年11月3日 登録者数			在外選挙人登録者数											
	男	女	計	死亡			転出			抹消者計			登録			抹消			新規登録者数			男	女	計	新規登録者数		抹消者数		登録者数							
				男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計				男	女	計	男	女	計	男	女	計			
1 大楠西	2,376	3,013	5,389	0	0	0	17	16	33	17	16	33	12	9	21	10	11	21	27	29	56	0	0	0	2,388	3,024	5,412									
2 大楠東	1,951	2,288	4,239	1	0	1	14	13	27	15	13	28	11	9	20	7	6	13	20	23	43	0	0	0	1,960	2,301	4,261									
3 西高宮	2,815	3,368	6,183	1	0	1	15	9	24	16	9	25	7	8	15	10	14	24	15	16	31	0	0	0	2,811	3,369	6,180									
4 長丘	3,881	4,667	8,548	6	2	8	7	2	9	13	4	17	5	8	13	13	11	24	29	24	53	0	0	0	3,889	4,684	8,573									
5 長住	3,148	4,019	7,167	11	4	15	6	10	16	17	14	31	9	10	19	5	9	14	14	11	25	0	0	0	3,149	4,017	7,166									
6 西長住	1,424	1,751	3,175	2	5	7	2	1	3	4	6	10	10	10	20	3	7	10	13	13	26	0	0	0	1,440	1,761	3,201									
7 西花畑	2,817	3,162	5,979	1	1	2	10	5	15	11	6	17	12	10	22	5	5	10	18	15	33	0	0	0	2,831	3,176	6,007									
8 皿山	1,893	2,198	4,091	3	0	3	2	7	9	5	7	12	2	6	8	4	5	9	16	16	32	0	0	0	1,902	2,208	4,110									
9 花畑第一	3,085	3,504	6,589	5	2	7	20	21	41	25	23	48	17	16	33	12	15	27	13	23	36	0	0	0	3,078	3,505	6,583									
10 花畑第二	1,723	2,121	3,844	0	2	2	4	4	8	4	6	10	5	3	8	2	5	7	11	13	24	0	0	0	1,733	2,126	3,859									
11 柏原	3,550	4,033	7,583	5	2	7	8	4	12	13	6	19	6	10	16	11	7	18	12	15	27	0	0	0	3,544	4,045	7,589									
12 東花畑	2,420	2,831	5,251	3	2	5	4	5	9	7	7	14	2	1	3	4	4	8	10	13	23	0	0	0	2,421	2,834	5,255									
13 野多目南	1,713	2,061	3,774	2	1	3	9	5	14	11	6	17	3	7	10	4	3	7	16	10	26	0	0	0	1,717	2,069	3,786									
14 三宅第一	3,445	3,863	7,308	3	1	4	11	11	22	14	12	26	12	15	27	11	11	22	26	26	52	0	0	0	3,458	3,881	7,339									
15 三宅第二	3,002	3,766	6,768	1	2	3	15	15	30	16	17	33	19	17	36	16	16	32	36	38	74	0	0	0	3,025	3,788	6,813									
16 筑紫丘第一	2,345	2,887	5,232	1	1	2	0	0	0	1	1	2	3	7	10	5	10	15	20	16	36	0	0	0	2,362	2,899	5,261									
17 筑紫丘第二	1,046	1,280	2,326	2	1	3	2	1	3	4	2	6	3	3	6	1	0	1	8	6	14	0	0	0	1,052	1,287	2,339									
18 東若久	2,849	3,298	6,147	1	5	6	4	4	8	5	9	14	9	7	16	10	5	15	19	15	34	0	0	0	2,862	3,306	6,168									
19 若久	3,384	4,245	7,629	2	1	3	8	13	21	10	14	24	9	7	16	14	18	32	23	27	50	0	0	0	3,392	4,247	7,639									
20 玉川第一	3,714	4,895	8,609	2	3	5	29	37	66	31	40	71	20	22	42	12	20	32	57	54	111	0	0	0	3,748	4,911	8,659									
21 玉川第二	1,689	2,239	3,928	3	1	4	5	11	16	8	12	20	4	6	10	2	5	7	21	23	44	0	0	0	1,704	2,251	3,955	1	0	1	0	0	0	45	74	119
22 玉川第三	3,192	3,498	6,690	1	1	2	22	22	44	23	23	46	12	17	29	15	15	30	31	28	59	0	0	0	3,197	3,505	6,702	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第2区の選挙区に属する区域)								
23 塩原	3,146	3,698	6,844	3	3	6	17	9	26	20	12	32	4	12	16	10	16	26	41	44	85	0	0	0	3,161	3,726	6,887									
24 宮竹第一	3,334	3,464	6,798	2	4	6	20	10	30	22	14	36	7	7	14	11	18	29	42	28	70	0	0	0	3,350	3,467	6,817									
25 宮竹第二	1,939	2,027	3,966	1	1	2	6	6	12	7	7	14	3	7	10	8	6	14	15	24	39	0	0	0	1,942	2,045	3,987									
26 高木	1,821	1,963	3,784	1	1	2	5	6	11	6	7	13	0	5	5	6	5	11	15	18	33	0	0	0	1,824	1,974	3,798									
27 井尻	2,140	2,354	4,494	1	2	3	11	17	28	12	19	31	8	4	12	8	10	18	31	21	52	0	0	0	2,159	2,350	4,509									
28 日佐	2,772	2,931	5,703	1	1	2	11	10	21	12	11	23	7	7	14	6	5	11	20	27	47	0	0	0	2,781	2,949	5,730									
29 大池	1,743	2,029	3,772	0	5	5	3	2	5	3	7	10	10	10	20	4	6	10	13	16	29	0	0	0	1,759	2,042	3,801									
30 寺塚	1,871	2,289	4,160	2	1	3	3	9	12	5	10	15	11	10	21	10	8	18	13	13	26	0	0	0	1,880	2,294	4,174									
31 東高宮	3,657	5,047	8,704	3	1	4	14	24	38	17	25	42	9	9	18	10	13	23	35	45	80	0	0	0	3,674	5,063	8,737									
32 横手	3,290	3,543	6,833	3	3	6	23	18	41	26	21	47	4	6	10	13	5	18	36	46	82	0	0	0	3,291	3,569	6,860									
33 野多目北	2,530	2,982	5,512	2	2	4	7	7	14	9	9	18	6	8	14	3	5	8	12	13	25	0	0	0	2,536	2,989	5,525									
34 鶴田	2,800	3,137	5,937	1	3	4	9	4	13	10	7	17	10	4	14	4	3	7	22	11	33	0	0	0	2,818	3,142	5,960									
35 老司	3,263	3,837	7,100	7	4	11	9	5	14	16	9	25	7	5	12	3	1	4	29	25	54	0	0	0	3,280	3,857	7,137	0	0	0	0	0	0	6	0	11
36 弥永	2,335	2,865	5,200	3	2	5	7	10	17	10	12	22	2	1	3	2	9	11	16	16	32	0	0	0	2,341	2,861	5,202	※老司を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第5区の選挙区に属する区域)								
37 弥永西	3,234	3,608	6,842	3	3	6	11	18	29	14	21	35	13	19	32	12	12	24	28	30	58	0	0	0	3,249	3,624	6,873									
計	97,337	114,761	212,098	89	73	162	370	371	741	459	444	903	293	322	615	286	324	610	823	831	1,654	0	0	0	97,708	115,146	212,854	1	0	1	0	0	0	50	80	130